

坂本茂雄 県政かわら版

2006年
7月
NO. 14

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会内県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063

6月定例会

医療・福祉のサービス後退に危機感募る

タラソ補助率 さらなる削減修正案を可決

県議会6月定例会は、室戸市のタラソテラピー施設への補助率を執行部再提案の25%から20%に引き下げ、補助額を1億5100万円とする18年度一般会計補正予算案の修正案とそれを除く原案、補助金の執行の在り方などについての付帯決議案を賛成多数で可決するなどして閉会しました。条例等については、消費者の権利を守り、消費者からの相談や苦情への対応の強化

などを図る「高知県消費者保護条例の一部を改正する条例議案」等は可決したものの、高知城の管理を指定管理者に委託できるようにする県立都市公園条例改正案は継続審査としました。

私たち県民クラブでは、次の点から補助率を20%に引き下げる補正予算に対する修正案及び付帯決議案に賛成しました。それは、①このような企業誘致の在り方として、通常の企業誘致

で採択されました。一方、県警捜査費については、県監査委員が特別監査で「問題支出」と指摘した1791万円

優遇制度の補助上限を超える場合、公益上の必要性、補助率や金額及びその執行の時期について、事前に議会において審議し、議会の承認を得ておくこと。

②「誘致企業の建設発注工事」については、指令前着工を慎むとともに、随意契約ではなく、透明性の確保と対象事業費を抑制するための努力を欠いていたこと。

「日本郵政公社の『集配拠点再編計画』の撤回を求める決議」案を共同提出しましたが、賛成少数で否決されました。また、「地方財政の充実・強化を求める意見書」をはじめとした意見書3件は全会一致で可決されました。

③補助率についても、本県と同じような状況にある類似の他県の状況を踏まえて、20%とするのは妥当であるとの理由によるものでした。

県は議会の指摘を真摯に受け止めるべき

今定例会では、タラソ施設への補助金問題が議案として提案されただけに、その議論ばかりがクローズアップされまし

た。しかし、質問戦の中では、障害者自立支援法の4月施行にもとづく現場からの問題点の把握や療養病床再編に対する県の対応が、まだまだ不十分なことなど福祉と医療の課題の深刻さから目を背けるわけにはいかないと現実を突きつけられました。

さらに、アウトソーシングにおける社会福祉施設の給食現場や新旅費システムの運用混乱など問題点の噴出は、2月定例会での我が会派の修正案提案の際に指摘したとおりになってい

ます。今後、引き続き注視していかねばなりません。

所属している企画建設委員会では、県立大学改革問題や県道はりまや町一宮線の四車線化整備における生態系保護や史蹟との共存の問題など報告事項として審議されました。

企画建設委員会副委員長として委員

企画建設委員会副委員長として委員

企画建設委員会副委員長として委員
会審査にあたる坂本県議



県政報告会のご案内

- 8月27日(日) 14時～
初月公民館
- 9月2日(土) 14時～
小高坂会館
- 9月3日(日) 14時～
横内農協

タラソ施設誘致

補助における問題点と今後の企業誘致について

第一号「平成18年度高知県一般会計補正予算」の海洋深層水体験施設整備事業費についての議論経過等は、一面で報告したとおりですが、ここでは、今回のタラソ施設誘致への補助金を巡る議論から、いくつかの教訓が導かれるのではないかと考えますので、意見を述べておきたいと思えます。

企業誘致の補助金のあり方について

今回の補助金は奨励的補助金であり、企業が立地する際の初期投資の軽減を目的としています。

また、企業誘致を優先して考えてきたので、手続きの部分では反省もあり、今後は事前に予算案を提案する方向で検討を進めることとされました。

さらに、これまでは補助事業者の契約形態にまで立ち入らなかったが、今後、事業者には競争入札などの実施を要請していくとともに、随意契約による場合はその理由を把握することに努めていきたいなどの姿勢が示されました。

これらを踏まえて、今後は補助金制度の基本的な在り方や議会の権能に関わって、付帯決議が行われたことによって、企業誘致に伴う補助金

のあり方に透明性や手続きの是正が図られるなどの改善がされることになりました。

戦略的プロジェクトは錦の御旗なのか

6月定例会において、この事業は戦略的プロジェクトであり、「地域振興の一つの新しい形態」としての事業としてのモデル事例だから、通常の企業誘致優遇制度の補助上限を超えても良いとの判断で提案されたが、判断のための手続きは充分ではありませんでした。

今後の議論において、戦略的プロジェクトの優越性は、議会・県民による合意のもとで進められるべきであると考えます。公益上の必要性、補助率や金額及びその執行の時期について、事前に議会において審議し、承認を得ておく必要があります。

企業誘致の補助金は多ければいいのか

第三に、企業誘致のための補助金は多ければ良いのかということですが、確かに、企業誘致の際には、21世紀政策研究所の「企業誘致に向けた地方自治体の取り組み」という報告でも、「立地地域の選定理由」において、「地元自治体の支援・協力体制」の重要性が高まりつつあると報告されています。しかし、この要因はあくまでも重要な要因のひとつとなっ

てはいるが、誘致を決定づけるためにはさまざまな要素が深く関連しあっているはずですが、

国内に工場を新設・増設した実績や今後の計画がある企業に対する「都道府県の企業誘致に関する調査」（日経産業消費研究所調べ）では、都道府県側ではトップセールの次に補助金の新設・上積みを図ろうとしているが、企業側が新設・増設する際に重視するポイントとしては補助金・助成金は9番目に位置するなど要因の複雑さが垣間見られます。

これまでの道路状況も悪い条件不利地域ということも踏まえた時に、他県との誘致競争において、横並びでは駄目だとする理屈でいけば、際限のない補助金の増額や地方税の減免といった財政的な支援措置が、行き過ぎると自治体間での「財政支援合戦」の泥沼に陥り、結果として自治体財政の疲弊につながりかねない危険性を伴うことになるのではないのでしょうか。また、地元企業に対する支援との面で、公平性を欠くなどの問題も惹起しかねません。むしろ、いかにして知恵と工夫で誘致するのかということが問われているのだと思えます。



タラソ宿泊施設も含むディーブシーワールドの遠景

矛盾だらけの障害者自立支援法に悲鳴

この4月に施行された「障害者自立支援法」は、想定されたとおりの問題点が、障がい者のみなさんの暮らしや訓練や就労の場で、日々顕在化しています。

我が会派の江洲議員の質問に答えて、「今の制度が全く問題がないとは思っていない。3月から5月までの本県の状況では、入所施設では3名の方が退所されているし、通所施設では11名が退所されている。全体の率でいうと、入所施設で2%、通所施設では1.6%になっている」と、県も答弁せざるを得ない状況になっています。

今回の法律の最大の問題は、障がい者が人間らしく生活をし、その能力を生かして訓練し、就労するということに対する支援を「応益負担」によってサービスに要する費用の1割に相当する「定率負担」を導入したことに尽きます。

応益負担という重石がのしかかる介助などをより多く必要とする重度の人、就労がよりいっそう困難な人たちをほとんど切り捨てようとするこの制度は、「住

みたい場所で住む」「働きたいところで働く」「受けたいサービス」を障がい者本人自らが選択できず、「住みたい、なれ親しんだ入所施設」

「障害者自立支援法等 障害者施策に関する請願」は全会一致で採択

県は本気で今の制度の不備を正すべき

今議会で、さまざま指摘された問題点について、県は真剣に受け止め、早急な実態把握を行うとともに、退所者を出さないための支援、障害者施設への運営支援、利用者負担に対する負担軽減への県の支援など様々な対応をしなければならぬと思えます。さらに、全会一致で採択した「障害者自立支援法等障害者施策に関する請願」(別記)をしつかりと踏まえた施策の充実を求めていきたいと思えます。

障害者自立支援法で遠ざかる自立

現場から

■高知県社会就労センタ―協議会会長
田村輝雄県議
(文)から福祉事業所)

望まぬ障がいを持ち、生きることに働くことに選択肢のない障がい者の方たちは、唯一たどり着いた作業所で働いた月3千円から2万

円程度の出され、年老いた親の元に帰ることを余儀なくされるという現実を作り出していることを理解していただきたいと思えます。

円程度の工賃に対して、支払う自己負担が食費を含んで1万4700円から2万7000円という不条理に立っています。全盲の女性の仲間は、座って手作業をしています。移動の介助やトイレ介助をしてもらわなければ働くことができない格子のない「空気の牢屋」にいるようなものです」と非情な制度を嘆いています。

在宅で重度の人たちも、「自己負担するお金がなければ、トイレや食事を控えなければならぬ」という実態が、本当に人間の生存権を保障していると言えるのでしょうか。むしろ、国が生存権や生きがいのある場を制度でもって奪っているのではないのでしょうか」と憤っています。

私たちの血税は、社会を支え、行政の基盤とも言うべき社会保障など対人行政サービスにこそ使われるべきだと思つて、納めているにもかかわらず、格差拡大社会の中で不要不急の公共事業や勝ち組優遇施策ばかりの財政支出が医療

請願項目

- ①「住む場所」「働くところ」「介護や支援のサービス」を障害程度区分によって決めるのではなく、障害者自身が選択し決定できることを原則とすること。
- ②福祉・医療サービスに対する利用者負担を応益ではなく、負担できる能力に応じた「応能負担」を原則とすること。
- ③障害者が住みたい場所で生活し、受けたいサービスを受けられるために、障害基礎年金の見直しや生活保護を受けやすくすることにより、所得保障の確立を早急に行うこと。
- ④障害者が働ける場所の確保のため、社会雇用制度(保護雇用制度)の創設を含めた就労支援を拡充すること。
- ⑤他の地方自治体が行っている「定率負担」「食費等実費負担」の障害者の負担軽減に対する補助金制度を創設すること。

や介護や障がい者に対するサービスを後退させることとなっており、社会保障制度のあり方が誠に貧弱であることに怒りさえ感じます。この自立支援法の負担に耐えかねた人たちは「我慢してじっと息をしておれ」「生きることをやめなさい」と言わんばかりの仕打ちに対して、人らしく生きていけるような自立支援制度として再生できるように請願署名運動を展開していく決意です。

駅前複合施設

県立大学・県民文化ホール・図書館…

みんなで真剣に考えましょう

昨年9月定例会で浮上した「駅前複合施設」については、これまでも「県政かわら版」11、12号で概要や県民アンケートはがきによる結果などについてご報告してきましたが、所管の企画建設委員会に所属していることもあり、今号では改めて現状をご報告させていただきます

女子大改革問題は学部再編議論の結論が先

現在、駅前複合施設の議論と並行して女子大改革の議論がなされています。とりわけ、駅前複合施設の中からも複合施設に移転入することについて、反対意見が最も多いのが、県立女子大学であると思われる。

県立大学の移転議論の背景として、県当局は①全国的な少子化や新設大学の増加による大学間競争の激化、また国公立大学の再編統合、独立行政法人化など、大学を取りまく環境が大きく変化している中、平成15年より県立大学改革検討委員会において県立大学のあり方に関して総合的な検討を行い、平成16年10月に提言を受けた。②提言による再編案を適切に実現す

るためには、永国寺キャンパスの現状を考えると施設整備が不可欠であると整理しています。

さらに、複合施設の方向性として設置者としての改革案を検討、

策定中であり、これを踏まえて、複合施設構想を検討することとなっています。当然、施設整備をする際には「良好な教育環境を確保するための対応」は必要不可欠で、このキーワードを巡る議論は慎重にされるべきだと思います。

ただし、この議論が具体化されるためには、県立大学改革の改革方向が定まらなければならず、現在の議論状況では学内合意に多少時間がかかるものと思われ。

しかし、校舎移転の課題については、多くの県民の方からは機会ある毎に、「駅前への移転反対」の声が多く届けられています。「良好な教育環境を確保するため

の対応」を図れば、自ずと方向性が見えてくるのではないかと思われ。

県民文化ホール、図書館にもメリットばかりではない

県民文化ホールの施設は1976年の開館から既に30年近くが経過し、耐震改修及び各種設備の大規模更新が必要との背景から、2000席、5000席規模の多目的ホールを有する施設とすることで、機能面からの県民サービスの向上面として、演劇、演奏会等様々な公演に備えた舞台機能の充実、

◇駅前への移転（立地条件）の評価

- 《サービス・利便性の向上、効率化等》
 - ・県内外からのアクセス条件が向上する。JR、土佐くろしお鉄道、電車、バス等の利用者の増加が見込める。通学、通勤時間を読書の時間に結びつけることができる。公共交通機関の待ち時間を有効に活用できる。社会人教育・生涯教育の利便性が向上する。大学と地域社会との交流がより活発となる。
- 《予測される課題、配慮すべき事項等》
 - ・静かな環境が失われる。自家用車を利用して来館される方の利便性の確保。終演時間帯の公共交通機関の確保。建物内での教育環境の確保。体育館やグラウンドの確保。キャンパスの分離が解消されない。大型バスでの来館（コンクール、コンベンション等）の対応。

《課題や配慮すべき事柄への対応方針》

- ・駅前広場や他の街区を含めた、うるおいとくつろげる空間の創出。街区全体で十分な駐車場を確保できるように地権者会で議論する。附置義務駐車場については、敷地内または近傍で確保。パークアンドライドの促進。終演時間に合わせた公共交通機関の運行の検討。リフレッシュスペース、屋上庭園などを設けることにより、学生にとって過ごしやすく、ゆったりとした空間を確保する。体育館を施設内に設置し、グラウンドは別途確保する。県有地の北側への大型バスなど乗降場所の確保。

◇中心市街地活性化との関係

- 《サービス・利便性の向上、効率化等》
 - ・中心商業地のイベントや情報PRコーナーを設置し、利用客を中心商業地に誘導することができる。中心市街地活性化を進めるための拠点の一つである駅周辺の活性化に結びつく。鉄道を利用して周辺部から人が集まることが予想され、移動可能な中心商店街への集客効果が期待できる。若者が滞留するため、周辺地域が活性化。
 - 《予測される課題、配慮すべき事項等》
 - ・現在の女子大、図書館から中心商店街へ足を運ぶ人の流れが小さくなる懸念。
 - 《課題や配慮すべき事柄への対応方針》
 - ・駅と中心商店街との連携の方策の検討。複合施設内で観光情報案内を実施することにより、誘導効果を狙う。歩行者空間の整備などの方策の検討。
- (06年6月5日企画建設委員会説明資料より抜粋)

「快適な鑑賞環境の整備」「コンベンション的機能」を提供できるとしています。

また、図書館については、1973年の開館から既に30年以上が経過し、耐震改修及び各種設備の大規模更新が必要となっており、予定蔵書数30万冊を大幅に超過した50万冊の蔵書を収蔵するために会議室などを書庫として転用している現状を改善するためとしています。そのため、大学図書館との一体化や蔵書スペース100万冊の確保を可能にすることで、「幅広い年齢層の県民が楽しめるゆとりのある読書空間」「県民生活全般にわたるレファレンス（調べもの、相談への対応）機能」「生涯学習、社会教育をサポートする機能」「地域の図書館への支援機能」などのサービスが向上することとしています。

前頁のような、メリット・デメリットが想定される中で、今後は施設の在り方の整理などそれぞれの施設の熟度を高める取り組みを行い、秋頃に構想案を示し、地域別説明会や県民アンケートなどを通じて方向性を定めていくこととなっています。

坂本議員も、県政報告会や県政アンケートで頂いた意見を踏まえて審議に臨んでいきますので、引き続きいろいろなご意見を頂ける

ようお願いいたします。

県政かわら版10号でご報告して以降、県道「はりまや町一宮線」はりまや工区の四車線化については、県の絶滅危惧ⅠA類に指定されているシオマネキやアカメ、コアマモなどが生息する生態系の保全と史蹟の保存などに配慮したときに、本来に不要不急の事業なのかということを考えるとともに、機会を捉えて委員会などで取り上げてきました。

はりまや町一宮線 生態系保護・史蹟保存との共生を

駅周辺整備事業の一環

しかし、執行部は、「この路線の整備は必要であり、予定どおり工事を実施する」が、生態系については専門家の意見も聞きながら、できる限り配慮するとの報告にのみ終始しています。

7月7日に開催された地元説明会でも、現状における交通量推計の持つ意義や生態系保護に関するミティゲーション（マイナスの環境影響を緩和するため事業者に課せられる保全行為）についても十分な説明もできない

ままに終わっています。

今、韓国ソウル市では総工費を約360億円かけて清溪川復元事業を完成させ、多くの観光客と市民の集う場となっています。わざわざ多額の費用をかけて都市河川の再

生と水辺環境の復元を図っている都市がある中で、110億円かけて、金では取り返せないかもしれない新堀川を栈橋で塞いでしまうということについて、慎重な議論が必要などきではないでしょうか。

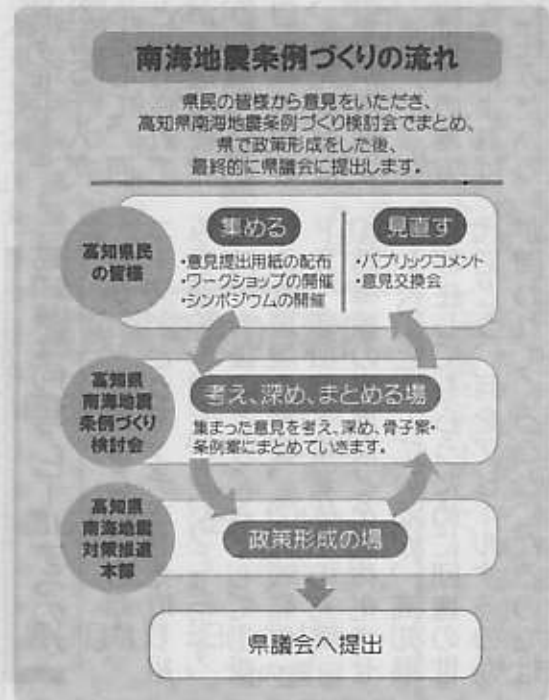
南海地震条例づくり検討会が活動

坂本議員が、初登壇以来提言してきた南海地震対策のための条例化の作業が始まっています。今年度に入って高知県南海地震条例づくり検討会が設置され、これまでに、2回の検討会が開催されるとともに、高知市を皮切りに県民参加のワークショップが開催されています。坂本議員は、これまでの検討会を傍聴しており、今後も全て傍聴すると張り切っています。

県危機管理課では「南海地震に備え、この長期的な政策を継続して行くことを法的に担保していくためには、南海地震条例が必要で

南海地震条例づくりの流れ

県民の皆様から意見をいただき、高知県南海地震条例づくり検討会でまとめ、県で政策形成をした後、最終的に県議会に提出します。



人びとをわづら高知県をわづら高知

少子化対策はまず産む安心から

昨年、県人口80万人割れが公表されて以降、少子化対策について今まで以上に議論がされるようになりまして。坂本議員は、「今後の少子化対策において産業の振興と雇用の拡大を一番の柱に、次世代育成支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりにも、引き続き粘り強く取り組む」という県の姿勢に対して、子どもを産み育てやすい環境づくりというのはさまざまなステージにおいて考慮されなければならぬと指摘してきまして。

とりわけ、昨年12月議会において、「安心して産む」ということに着目し、他の教育機関に引き継ぐからということで、総合看護専門学校を廃止するという方向性に対して、反対を訴えてきました。賛成多数で廃止は決定されたものの、将来の助産師不足への不安に対して、子育て中の母親や助産師の皆さんからさまざまな意見を頂きました。さらに、産婦人科医の地域的な偏在がクローズアップされる中で、「産む安心への危機」も報道されるようになる中、改めて

総合看護専門学校の助産学科だけでも存続させて欲しいとの声がある。「高知県における助産師養成の充実について」の請願となって提出され、議論される中で、引き続き審査されることとなりました。

是非、これを機会に、全国でも助産師さんの配置数の少ない県としてその体制が心配されている本県において、助産師さんの養成における総合看護専門学校助産学科の廃止は合理的なのか、県民のみならずにも考えていただきたいと思えます。

「南国土佐への移住促進事業」の可能性

県は、07年から始まる団塊の世代の退職ラッシュをにらみ、県外の方に、本県をセカンドライフの地として選択していただくことで、人口増加、経済の拡大を図り、移住者の方々の豊富な知識や経験、技術をさまざまな場面で発揮していただくことで、地域の活性化にもつなげることを目的として「南国土佐への移住促進事業」を本格化させようとしてしています。

例えば、四国の「団塊の世代層」は、単純計算で、約21万5千人が他地域への流出を中心として、四国からいなくなると推計されています。この方たちが、退職後、どのような行動をとるのかということに注目して、各自自治体等の移住やショートステイ、観光誘致などを中心にした取り組みが展開され始めているのです。

国土交通省の「団塊世代の地方回帰にかかる傾向調査」によれば、「どのようなところに住みたいのか」という設問に対して「海に近いか」「地方中小都市」「山に近いところ」が上位を占めており、高知県には適当な要素が期待されるところであるし、大阪圏では四国地方を希望する傾向も強いなど一定の可能性を示す傾向はあのように思われます。



高知県は何をアピールするのか

しかし、問題はこれらの傾向、ニーズとどうマッチさせた取り組みを進めていくかということです。県は、今後のとりくみとして①受け入れ環境の整備、②情報発信・PR、③相談・推進体制の充実、④誘導策の実施などを具体化させていくこととしているが、高知県に移住してもらおうために団塊の世代にどう、何をアピールするのかが問われてくることになるのではないのでしょうか。

先日、坂本県議が開催した県政報告会の中では、参加した県民の方から「人にやさしい高知県」を売り出してはどうかとの提案がありました。県は、「恵まれた自然環境や四国八十八カ所に代表される癒しとおもてなしの心、高齢期になっても元気でゆったりと生き甲斐を持って暮らせる地域として全国に誇れる資源がたくさんある」とコンセプトの一つに掲げていますが、このことをどう具体化していくかで、「人にやさしい高知県」はセールスポイントになるのではないのでしょうか。

また、この「人にやさしい高知県」は県政の柱ともなるべきものだと思いますが、今後も県民のみならずとも考えていきたいと思えます。